

規格・基準などの事前意図公告
(この公告は T B T 協定附属書 3・L に基づくものです。)

下記のとおり、工業標準化法に基づき工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、理由を付して文書でご提出下さい。

記

1 件名

工業標準の改正

2 制定する工業標準の番号及び名称並びに趣旨・目的

J I S E 5 4 0 2 - 2 鉄道車両—一体車輪—第 2 部：寸法要求

(Rolling stock—Solid wheel—Part 2:Dimensional and balancing requirements)

現行の規格は、国際規格との整合化を目的として、ISO 1005-8:1994 と JIS E 5402:1986 (以下、旧 JIS という。) の内容を合わせて作成したものであるが、ISO と旧 JIS の試験方法及び寸法公差の規定を分別して読み取りづらいこと等から、容易に判別できるようにするため改正するものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ・ 基本的な区分表示方法

グループ規格の JIS E 5402-1 と同様に、共通部分以外の箇条は、細分箇条で“C シリーズ車輪”と“S シリーズ車輪”とを分けて規定。

- ・ S シリーズ車輪の寸法許容差

適切な仕上げ程度に対応するように許容差を規定している表を簡素化。

- ・ 仕上げ程度の用語

“組立用”に関する用語を説明している附属書 A を削除し、商取引の場面で用いる用語を本文中に適切に表現。

- ・ 車輪の形状区分記号を附属書 JA に追加。

- ・ 箇条 1、2、3、4、5、6 を変更。

3 施行年月日

平成 2 7 年 1 月以降

4 意見提出先 国土交通省 鉄道局 技術企画課

東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3

電話 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (内線 4 0 7 4 4)

5 意見提出期限 通報開始日より 6 0 日後